

福島市法人市民税 税率表

1. 法人税割

7.1%	令和元年10月1日以後に開始する事業年度の税率
10.8%	平成26年10月1日から 令和元年9月30日までに開始する事業年度の税率
13.4%	平成26年9月30日以前に開始した事業年度の税率

2. 均等割額

基準となる額		基準となる額の範囲	従業者数 (福島市内にある 事業所の従業者の 合計)	均等割額 (円/年額)
平成27年3月31日 までに開始した 事業年度※1	平成27年4月1日 以後に開始する 事業年度※2			
資本金等の額	「資本金等の額」と 「資本金+資本準備金」の どちらか大きいほうの額	1,000万円以下の法人	50人以下	50,000
			50人を超える	120,000
		1,000万円を超え 1億円以下の法人	50人以下	130,000
			50人を超える	150,000
		1億円を超え 10億円以下の法人	50人以下	160,000
			50人を超える	400,000
		10億円を超え 50億円以下の法人	50人以下	410,000
			50人を超える	1,750,000
50億円を超える法人	50人以下	410,000		
	50人を超える	3,000,000		

公共法人及び公益法人等、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人については上記にかかわらず一律 50,000 円となります。

「資本金等の額」の算出方法

※1の事業年度	法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額または同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額
※2の事業年度	上記※1の資本金等の額に、地方税法第292条第1項第4号の5による調整を行った額 (例：利益剰余金から資本金への組み入れを行う無償増資の額の加算、資本金の取り崩しにより欠損填補を行う無償減資の額の減算等)